

1 仏西日独における COVID-19 への対応が映し出す義務教育の特質  
2 教育義務/就学義務にもとづく各国の対応  
3

4 園山大祐 (大阪大学)  
5 有江ディアナ (公益財団法人世界人権問題  
6 研究センター)  
7 中丸和 (大阪大学大学院・院生)  
8 辻野けんま (大阪市立大学)  
9

10 キーワード： 義務教育、就学義務、教育義務、Covid-19

11  
12 **【発表の構成】**

13 1. はじめに.....1  
14 2. フランス (園山担当) .....2  
15 3. スペイン (有江担当) .....5  
16 4. 日本 (中丸担当) .....5  
17 5. ドイツ (辻野担当) .....13  
18 6. 考察 (園山・有江・中丸・辻野担当) .....17  
19 主要参考文献・ウェブサイト一覧.....19  
20

21  
22 1. はじめに

23 **【▼スライド②】** 2019 年末に発生した COVID-19 (新型コロナウイルス感染症) による災禍  
24 は瞬く間に世界中へ拡がり、現代社会がいかにグローバル化しているかということを目の下に  
25 晒した。COVID-19 をめぐっては、医療・公衆衛生上の課題だけでなく社会経済上の課題など、  
26 人間生活の至るところに深刻な影響を及ぼし、子どもの発達と関わる教育に関しても世界中で長  
27 期にわたる課題を投げかけ続けている。

28 日本における休校がもたらした社会的なインパクトの大きさについては、いわゆる「学習の遅  
29 れ」(言説)から授業時数の回復を図る対応や、課外の活動に位置付けられている部活動の休止  
30 (各種大会の中止などを含む)、親の就労とも不可分に関わる在宅学習など、実に多岐にわたっ  
31 ている。その影響は公教育にとどまるものではない。だからこそ逆に、日常看過されがちだった  
32 公教育としての学校の機能が浮き彫りにされることとなった。

33 ここで興味深いのは、COVID-19 への対応における国ごとの差異である。それは自明視されて  
34 きた学校教育、なかんずく義務教育の特質の違いを映し出している。本発表では、フランス(仏)、  
35 スペイン(西)、日本(日)、ドイツ(独)を事例として、COVID-19 への対応が映し出した義  
36 務教育の特質を明らかにする。事例とする4か国のうち、西日独の3か国は義務教育制度を「就  
37 学義務」として定めている。一方、フランスは義務教育制度を「教育義務」として定めており前  
38 提を異にする。この違いはCOVID-19 への対応の違いにも投影されている。【▼スライド③】そ  
39 こで、まず仏を取り上げ、次いでスペイン、日本、ドイツを順に取り上げることとする。各国に  
40 おける対応を、義務教育とかかわる学校レベルから教育政策レベルまでを視野に入れて検討する。

1

2 2. フランス(園山担当)

3 【▼スライド⑤】フランスのCOVID-19による3月から9月までの対応とその結果を受けた、  
4 新年度における新たな対策・施策について報告する。フランスは、第1期として2020年3月16  
5 日より、学校閉鎖に追い込まれたため、遠隔授業の対応およびCOVID-19禍に応じた態勢と人員  
6 が用意された。第2期は5月11日より段階的な登校が実施され、6月22日からの2週間は全学  
7 年への登校へと拡大された。7月から8月末までは予定通り2か月間の夏休みが実施された。首  
8 相府直属の専門家による高等保健委員会の議定書(6月22日)および意見書(7月7日)により、教  
9 育機関における子どもを受入るための規則が決められた<sup>1</sup>。これらは、7月10日には政令として  
10 施行され、知事の権限において教育機関の閉鎖等(3つの段階に分けられている：緊急時におけ  
11 る閉鎖段階、感染者増加段階、管理可能な段階) について判断することになっている。そして第  
12 3期として新年度である9月から再開しつつある。

13 【▼スライド⑥】フランスの義務教育は、就学義務はないため、「義務教育は、公立もしくは  
14 私立の学校において、または家庭において父母、父母のいずれか、もしくは父母の選ぶ何人でも、  
15 これを行うことができる。」(教育法典第3章第1節L131-2条)、同②項では、「学校に就学  
16 することができない子どもの教育を主として保障するために、遠隔教育に係る公共サービスを組  
17 織」している点が特徴となること。さらに、教育課程基準においても3年の学習期内で調整する  
18 こととされている(教育法典L311条)<sup>2</sup>。したがって以前からメディア教育や教材が国立遠隔教育  
19 センターを中心に用意されていた。

20 【▼スライド⑦】第1期から、就学義務がないために、元々存在していた不登校者および学校  
21 嫌い、あるいは、院内学級やホームエデュケーションの子どものために用意された国立遠隔教育  
22 プログラムが活用された。特に「自宅学級(Ma classe à la maison)<sup>3</sup>」というウェブサイトの充実  
23 強化がとられたため、約2百万人の子どもとその家族に利用された。既存のヴァーチャルな授業  
24 は、3分の2に相当する50万人の教員に活用され、この2か月間に毎日3百万人の子どもが1  
25 回(1コマ)以上アクセスしている。同時に、デジタル教材にアクセスできない家庭には、国民  
26 教育省は郵便局と提携して、4万1千人の子どもには郵送による33万件以上の課題を送付して  
27 いる。さらには、テレビ局(France4)とも提携し、既存の子ども向けの番組「Lumni家(la maison  
28 Lumni)<sup>4</sup>」の普及拡大を実施し、計700以上の授業番組を国民教育省の正規教員によって制作配  
29 信した。約百万人の視聴者を数える。くわえて「国民皆学習者(Nation apprenante)<sup>5</sup>」というキ  
30 ャンペーンを展開し、ラジオ、テレビ、新聞・雑誌等に動員を求めた。ほかに、何らかの理由  
31 で学校に受入れることができない小中学生を「スポーツ、健康、文化、公民(2S2C)<sup>6</sup>」教育活  
32 動の場として地方自治体に受入れるよう働きかけた。3千の自治体と契約締結にあり、約17万

<sup>1</sup> 新年度からの基準は以下の通り。Protocole sanitaire des écoles et établissements scolaires année scolaire 2020-2021, 6p. Coronavirus COVID-19 Foire aux questions(FAQ), Mise à jour le 02/09/2020, 12p. なお、9月20日に新たに基準の緩和が行われた。

<sup>2</sup> Code de l'éducation, Dalloz, 2019

<sup>3</sup> <https://www.cned.fr/maclassealamaison>

<sup>4</sup> <https://www.france.tv/france-4/la-maison-lumni/>

<sup>5</sup> <https://www.education.gouv.fr/operation-nation-apprenante-303174>

<sup>6</sup> <https://www.education.gouv.fr/le-dispositif-educatif-et-ludique-2s2c-pour-les-eleves-qu-est-ce-que-c-est-303777>

1 人が登録されている。また学校が休みの水曜日には、脆弱都市のなかでも特に「80の教育団地  
2 (80 Cités éducatives)」の0歳から25歳の54万人が教育活動に参加している<sup>7</sup>。学校ー地域(行  
3 政・協会等)ー家庭の三社連携を通じた幼児から若者の確実に安定した健康的な生活と学業から  
4 職業参入に向けた支援活動を行っている。活動は勉学から、健康面、運動、音楽、文化、市民教  
5 育など多岐にわたる。

6 それでも、この第1期中に全国平均およそ4.5%の子どもがこれらの恩恵を受けることができ  
7 なかったとされている(この数値は、地域や年齢によって格差がみられる)<sup>8</sup>。

8 **【▼スライド⑧】第2期**の5月の再開後は、遠隔教育と対面授業の両方が並行して実施され、  
9 6月最後の2週間のみ全生徒を受け入れての対面実施を強行した。とはいえ、新年度に向けた受  
10 入の課題を整理し、このタイミングで明らかとなった問題を整理することができたのではないかと  
11 と推測する。また、夏休み期間中であるが、2019年度の春休みおよび夏休みだけで、小学生18  
12 万7千人、中学生2万9千人が利用した。特に夏休みにおいては、3800校が学校開放事業に協力  
13 している<sup>9</sup>。これらは1日3時間×5日間の無償事業で、小学校4・5年と中学1年を優先するもの  
14 で、2020年春休みは25万人に、夏休みは50万人に提供された。夏には、職業高校生も1万5千  
15 人が参加し訓練を受けている。くわえて林間学校には、5千の事業が展開され、参加費の8割は  
16 国家が負担し、経済的に脆弱な家庭を優先している<sup>10</sup>。

17 **【▼スライド⑨】第3期**の新年度において最重要課題とされているのは、子どもの基礎学力の把  
18 握である。そのため、通常の小学校1・2年と中学校1年生の学力調査以外にも学齢期のそれ以  
19 外の全学年の学習状況調査(フランス語と算数・数学)が9月14日から25日に実施されている  
20 <sup>11</sup>。こうした診断を基に、10月9日までに結果をフィードバックし、個別学習計画を用意したり、  
21 補習授業を受けさせたり、「復習完了(Devoirs faits)<sup>12</sup>」の活用を用意することで、学習の遅れ  
22 を補い、学力格差縮小と早期退学を防止するよう対策を講じている。なお、新年度は高校1年に  
23 も同様の調査が実施され、各教員は対策を講じることになっている。就学義務はないものの、9  
24 月1日からの全在籍者の学校への全受入が大臣の年度初めの所信表明においてもなされている。  
25 第1期に実施された事業は、いずれも継続され、また大臣の下、迅速なデジタル介入対策チーム  
26 も設置された。これらは、今後の一時学級閉鎖および数週間に及ぶ学校閉鎖における対策支援と  
27 して、地方教育委員会をバックアップするものと位置付けている。また、1688人の新任教員の配  
28 置のうち、1248名はCOVID-19禍による加配措置となっている。さらに150万時間分の新たな  
29 学習支援員によって学習の遅れた生徒用に対応することや、教育補助要員として13万時間分が

<sup>7</sup> MEN(2020) *Année scolaire 2020-2021 Réunis*, pp.80-81. 詳細は以下のホームページを参照。(<https://www.citeseducatives.fr/>)

<sup>8</sup> MEN(2020) *Ibid.*, p.7.

<sup>9</sup> MEN(2020) *Ibid.*, pp.18-20. (<https://www.education.gouv.fr/ecole-ouverte-4664>)

<sup>10</sup> MEN(2020) *Ibid.*, pp.78-80. MEN(2020) *Vacances apprenantes*, Juin 2020, 13p.

<sup>11</sup> MEN(2020) *Année scolaire 2020-2021 Réunis*, pp.12-13.

<sup>12</sup> フランス語の Devoirs とは、宿題・課題という意味もあるが、第1義的な意味は、義務・務めである。日常的に学校用語として「自宅における宿題(Devoir à la maison)」と「監督付き試験・課題(Devoir surveillé)」が存在する。ここでは、その両方を指している。つまり、学内で放課後、対面式で監督付きの課題や復習を支援する場合と、家庭における宿題や復習については国立遠隔教育センター(CNED)のデジタル教材を使って行う場合の両方の意味がある。CNED ホームページ(<https://devoirsfaits.cned.fr>)上のサイトでは、仏語と算数・数学に関する質問を生徒は書き込むと、それに関する概念の説明、解き方、調べ方など、豊富な材料を提供している。また中学生向けには、Jules というヴァーチャルな男子生徒がメディア授業のなかで先生に質問をすることで、教科の単元ごとの授業を受けることが可能となっている。

1 追加予算として充てられる<sup>13</sup>。これらは基本的に第1学期中の予算措置として考えられている。  
2 また先の学習状況調査におけるフランス語と算数・数学における追跡カルテは、少なくとも7週  
3 間(11月の休暇まで)継続され、学年終了までの学習計画案を作成することになっている。各学  
4 習期(小1から中学終了までの9年間3年ごとに分けている)に応じた個別対応、学級内、学級  
5 外、習熟度別対応など工夫するよう指示がされている。積極的な課外における学習活動への参加  
6 を保護者に促すことや、課程内の授業時間中における取り出し授業(週5時間内)も適宜用意す  
7 ることが考えられている。中学生向けの「復習完了」には、校内における放課後の補習時間の利  
8 用(約3割70万人が受講、うち4割が中学1年、平均週2時間利用、約6割は教員による補  
9 習)、デジタル教材「Jules」を用いた宿題支援の活用も推進されている。(ちなみに第1期中に  
10 も、家庭における復習完了プログラムの利用でパソコンを持たない4万7千人の生徒に活用さ  
11 れ好評を得ている。) そして、これまで以上に、休暇中の学校の開放を実施する。公私立校両方  
12 に提供されていて、特に学習困難な生徒、経済的困窮家庭、過疎地域において拡大する<sup>14</sup>。(主  
13 な需要の高い地域としては、イル・ド・フランス地方、東部のランス、ナンシー・メス、ストラ  
14 スブルール地方、中央のリモージュ地方、南部のコルシカ地方に加えて海外県である。)

15 また2019年から取り組まれている、無償朝食および1昼食1ユーロ運動も脆弱都市(QPV)  
16 や優先教育地域の学校を中心に拡大する予定となっている<sup>15</sup>。

17 **【▼スライド⑩】** そのほか、フランスの特徴として、この第1期から一貫して注意が注がれた  
18 のは障碍をもつ子どもや、特別な支援を必要とする子どもたちと教職員への配慮にある。障碍を  
19 もつ子どもについては、通常より手厚く5名あたり1名の教員の割当に変更した対応を第2期の  
20 登校再開時に各教育委員会に通知がされた。現大臣の関心事でもあり、2019年度からより積極  
21 的なインクルーシブな学校教育体制づくりが実施されていて、様々な相談窓口や校長との定期的  
22 な面談などが制度化されている。また2019年7月の新教育基本法より3歳児から義務教育化し  
23 たため、優先教育地域の保育学校の年長組から学級規模を半減する政策もこの9月から実施さ  
24 れ、COVID-19禍以前から準備されていたとはいえ、年長組、小学校1・2年までが1学級が12  
25 名以内に抑えられるようになったことは、生徒間の距離を保つための対応において混乱を和らげ  
26 た背景と考えられる。

27 他方、過疎地域への対策もとられている。新年度においては、人口5千人以下の自治体におけ  
28 る市長の支持なしによる小学校の閉鎖はゼロであった。フランスの小学校の約2割は1学級ない  
29 し2学級である<sup>16</sup>。そしてこうした学校は校長兼教員が1名体制となるため、COVID-19禍、学  
30 級閉鎖や緊急時の対応がより難しかったはずである。こうした背景も、デジタル教材に対応でき  
31 る人員の配置と研修と過疎地域の学校のデジタル環境の整備は死活問題と言える。(上記の2割  
32 の小学校のうち85%は、1500人以下の高齢化した市町村である。)

33 第1期から、国立の遠隔教育機関が既存のメディア教材等の活用を促すことができたことや、

<sup>13</sup> MEN(2020) Année scolaire 2020-2021 Réunis, p.14

<sup>14</sup> MEN(2020) *Ibid.* pp.78-84.

<sup>15</sup> MEN(2020) *Ibid.*, p.18

<sup>16</sup> MEN(2020) *Ibid.*, pp.83-85.



1 休暇中に行われてきた学校開放事業や、地方自治体における余暇活動などが最大限に活かされた  
2 こと、これは、教育共同体という理念の下実践してきた学校—地域—家庭の連携が機能した点、  
3 さらに日ごろの学校教育における自立した学習、協同学習が発展的に促進したこととも関係して  
4 いる。国民教育省が実施した調査や世論調査の実施した調査においても、この閉校中の学校の対  
5 応に概ね満足度が高いのも、そうした表れである<sup>17</sup>。

6 最後に、新年度 COVID-19 禍の第 1 期の教訓から生まれた中核な政策としては、学校教育にお  
7 けるデジタル化の促進にある。生徒だけではなく教師におけるデジタルディバイドも縮小するた  
8 めに、そしてデジタル教育の普及拡大に向けた取り組みの実験特区をフランス北部のエヌ  
9 (Aisne) 県とパリ市の隣のヴァルドワーズ (Val-D'Oise) 県に指定した。重要課題として、すべ  
10 での教員におけるハイブリッド教育の実現、実験的なサイトにおける全教科のデジタル教材の実  
11 施、家庭において PC 環境のない 1 万 5 千人の小学生に対するタブレットの貸出、デジタル環境  
12 が未整備の 3 千学級の環境整備、小中学校に千人の新規教員の配置、小中学校の 1 万 5 千学級に  
13 ハイブリッドな教材の提供、最後にこれらの教育と学習効果を評価することがあげられている<sup>18</sup>。

14 なお、今後は学校教育におけるデジタル化について現状を調査することが決まった。全県の状  
15 況調査を 9 月から実施し、11 月 4-5 日にポワチエ市において全国大会を開催する。この大会で  
16 は、デジタルディバイドとの闘い、デジタル環境における学び、多様な学び方・共通の専門的な  
17 デジタル文化の促進、主権と責任が明瞭なデジタル教育、新しいガバナンスと新しい技術の先取  
18 りという 5 つの項目で全国討論が予定される<sup>19</sup>。

19 以上、フランスの動向からは、COVID-19 禍のピンチをチャンスに転換する力と同時に、デジ  
20 タルディバイド、医学的、社会文化的障壁や特別支援への配慮が感じられる。(経済的な支援は、  
21 上記の事業がほとんどが無償であるのに加えて、学年始の教育手当 (ARS) +100€や中学高校生  
22 への奨学金の前年度比+2%、寄宿生への手当は最大 64%も上げられている。<sup>20</sup>) 今回取りあげる  
23 時間がなかったが、労働者(教職員)への配慮なども検討されており、エッセンシャルワーカー  
24 としての教育関係に従事する公務員や、課外活動、余暇活動に従事する人たちに対する労働環境  
25 へのケアも同時に議論がされているところは、日本にも示唆的である。

26

### 27 3. スペイン(有江担当)

28 【▼スライド⑫】次のスペイン<sup>21</sup>の事例では、COVID-19 の影響に伴い、いかなる対応がなさ  
29 れたかを概観する。次に、短期間で築かれた既存の研究から浮上した課題を紹介し、これらを踏  
30 まえて新年度に向けた中央政府の指針と各自治州の具体的な取組みの相違から義務教育の特質  
31 を考察する。

32 【▼スライド⑬】まず、簡単にスペインの義務教育について述べる。初等教育(6-12 歳)と前期  
33 中等義務教育(12-16 歳)の 10 年間であり、就学義務とされている。また、国籍に関係なく、外国

<sup>17</sup> DEPP(2020) Note d'information, no.20.26, 4p. IPSOS(2020) Bilan de la continuité pédagogique et préparation de la rentrée, Juillet 2020, 23p.

<sup>18</sup> MEN(2020) Territoires numériques éducatifs 2020-2021, 19p.

<sup>19</sup> MEN(2020) Année scolaire 2020-2021 Réunis, pp.91-93.

<sup>20</sup> MEN(2020) *Ibid.*, pp.101-102.

<sup>21</sup> スペインは 17 の自治州と地中海を挟んだアフリカ大陸北部に 2 つの自治都市(セウタ、メリーリャ)で構成される。

1 人も対象であり、在留資格の有無に関係なく、非正規外国人も含まれる<sup>22</sup>。義務教育における最  
2 低授業日数は175日と定められている<sup>23</sup>。修得主義を採用し、初等教育課程では1度の留年のみ  
3 が認められる。前期中等義務教育では最大2度の留年が認められる。第4学年を合格すると、前  
4 期中等義務教育修了資格を取得することができる。3学期制であり、自治州によって休暇が異な  
5 る<sup>24</sup>。

6 【▼スライド⑭】2学期にあたる2020年2月、教育及び職業訓練省(以下、教育省)は、  
7 COVID-19の正しい知識、感染防止に関する資料を数回にわたり掲載した。この他、手洗いの方  
8 法に関する幼児向けの注意喚起の資料も配信したが、保健相及び専門家はマスクの着用に否定的  
9 な見解を示していた<sup>25</sup>。3月11日、世界保健機関(WHO)は「パンデミック宣言」を発表した。  
10 翌日の閣議決定において2019/2020年度の義務教育年間最小授業日数175日の適用が決定され、  
11 飛び地のセウタ自治都市を除く自治州と自治都市は、2週間程度の全教育段階の休校を発表した。

12 3月14日の警戒事態宣言により、教育機関の活動が停止となった<sup>26</sup>。同時に、可能な範囲で遠  
13 隔及びオンラインを介した教育が推奨された<sup>27</sup>。学習教材のEduclanが始動し<sup>28</sup>、就学年齢の生  
14 徒を対象とした教育番組が放映され<sup>29</sup>、教員・家族・生徒向けの学習教材のプラットフォームWeb  
15 サイトもつくられた<sup>30</sup>。第1回教育省、大学省及び自治州代表者会議(以下、会議)が開かれ、  
16 初等教育・前期中等義務教育で行われる評価試験が中止となり、第2回会議において、2019/2020  
17 年度の授業最終日を延期しないこと、評価を継続的に行い、進級できるよう配慮することについ  
18 て合意した(ただし、前期中等義務教育4年の修了資格除く)<sup>31</sup>。4月22日、感染症の危機に直  
19 面した2019/2020年の3学期及び新学年(2020/2021)の枠組みと指針に関する教育省令において、  
20 初等教育及び前期中等義務教育課程について言及された<sup>32</sup>。前2学期の復習や強化による学習の  
21 継続を図ること、遠隔・オンライン授業を進めていく中で柔軟な評価方法及び進級基準の緩和の  
22 実施、そして前期中等義務教育については、修了資格取得の基準緩和が明記された。

23 【▼スライド⑮】第3学期が開始する頃に教員を対象としたアンケート調査がユニセフ・スペ  
24 イン協会によって行われた<sup>33</sup>。この調査では、教員と家庭との連絡が取れている割合がおおよそ  
25 71.2%としており、スペイン教育相も3月26日のテレビ番組において、教員らが生徒及びその

<sup>22</sup>基礎教育(初等教育及び中等義務教育)は、すべての者に対し義務かつ無償である(2006年の教育に関する組織法(LOE)第4条1項)とされることから、就学義務があるとされる。また、国籍に関係なく、外国人も対象である。在留資格の有無に関係なく、非正規外国人も含まれる(住民登録がない場合は居住先がわかるものを提示)。

<sup>23</sup>教育に関する組織法(LOE)附則第5号において、義務教育における最低授業日数175日と定める。

<sup>24</sup>2020/2021年度の1学期は2020年9月9日から12月22日(クリスマス休暇)、2学期は2021年1月7日から3月29日(イースター休暇)、3学期は4月4日から6月18日(9月2週目の新年度開始まで夏休み)。

<sup>25</sup>教育及び職業訓練省HP「最新情報」：<https://www.educacionyfp.gob.es/portada.html> [2020年9月30日最終閲覧]

<sup>26</sup>2020年政令463号[Real Decreto 463/2020, de 14 de marzo]。同政令9条1項は、全教育段階の教育活動停止が定められた。

<sup>27</sup>また、同政令9条1項では、教育活動の停止期間中は可能な限り遠隔及びオンラインを介した教育活動の継続が規定された。

<sup>28</sup>スペイン放送協会(RTVE)と教育省監修の下で、教育技術及び教員養成国立院(INTEF)を通じて行われる。

<sup>29</sup>教育番組「家で学ぼう(Aprendemos en casa)」3月23日から6月19日までの平日実施された。  
<https://aprendoencasa.educacion.es/aprendemos-en-casa/> [2020年9月30日最終閲覧]

<sup>30</sup>プラットフォームWebサイト「家で学ぶ(Aprendo en casa)」<https://aprendoencasa.educacion.es/> [2020年9月30日最終閲覧]

<sup>31</sup>スペインは修得主義を採用する。初等教育課程では1度の留年のみが認められる。前期中等義務教育では最大2度の留年が認められる。第4学年を合格すると、前期中等義務教育修了資格を取得することができる。

<sup>32</sup>2020年教育省令365号[Orden EFP/365/2020, de 22 de abril por la que se establecen el marco y las directrices de actuación para el tercer trimestre del curso 2019-2020 y el inicio del curso 2020-2021, ante la situación de crisis ocasionada por el COVID-19]

<sup>33</sup>UNICEF「¿Cómo están afrontando los docentes la crisis del COVID-19?」：<https://www.unicef.es/educa/blog/docentes-frente-al-coronavirus> [2020年9月30日最終閲覧]

1 家族の8割と連絡が取れていると評価した。しかし、2割と上手く連絡が取り合っていないこと  
2 も意味する。別の研究調査でも、遠隔及びオンラインを介した教育活動に変化したことにより、  
3 環境が整っておらず一定数の生徒との連絡ができず、これらの生徒が学校から離れていく可能性  
4 について問題視されている<sup>34</sup>。また、2019/2020年度の2学期の評価については、一部の地域の  
5 学年暦が警戒事態宣言と休暇が重なったため、23.8%は外出制限になる前に2学期の評価を済ま  
6 せた」と回答した。他方、2学期が少し残っていた地域の教員の34.5%は、継続して非対面式の課  
7 題等も評価対象とした。スペインでは留年制度があるため、評価方法についての自治州等による  
8 指針の見解が分かれたようである。脆弱な環境に置かれている集団が被る教育格差、公平性が保  
9 たれないことに対する懸念も見受けられた。子どもの貧困問題も深刻化するスペインにおいて、  
10 回答した教員の42.6%は、健康な食の提供が十分にできていないことを指摘した(学校が開かれ  
11 ていれば食堂で無償の昼食を食べることができた生徒も一定数いる)<sup>35</sup>。また、家庭における親等  
12 の学歴と言語が生徒に影響を与えるとの回答が82.5%である。さらに、特別なニーズが必要な生  
13 徒、例えば聴覚障害等を持つ生徒との連絡方法が困難であると指摘し、一部の学校では、手話通  
14 訳者を交えたテレビ会議や手話の映像の作成をしたとの記述回答もあった。今後の遠隔・オンラ  
15 イン教育活動の質の向上に向けて、まず、教員自身の研修等が重要であると回答しているのが過  
16 半数以上の教員である。生徒らのデジタル教育等に取り組むことが緊急、重要、興味深い課題と  
17 回答したのが9割以上であり、そして、生徒の家庭内・家族のデジタル能力が重要、緊急、興味  
18 深い課題と回答したのも9割である。今後の、遠隔の教育活動の質の向上の資源構築にも力を入  
19 れるべきとの見方がつよい(9割)。

20 一部の自治州では、公立学校に通う家庭へのデジタルアンケート調査が実施され、家庭におけ  
21 る課題も明確になった<sup>36</sup>。遠隔・オンライン授業のための学習環境について、スペイン全土の世  
22 帯から3400人の回答を得た調査結果<sup>37</sup>では、家庭内における学習環境について、まず、99.2%  
23 は少なくとも携帯電話1台を持っており、96.2%は1台のコンピューターを所有し、66.2%はプ  
24 リンターがあるとした。また、68%は安定した高速インターネットにアクセスできると回答して  
25 いる。外出制限期間中での教育活動の進捗状況については、全体の7割は順調に取り組むことが  
26 できた(6.6%通常よりも順調、問題なく進めた23.3%、順調が35.6%)とする一方、26.1%は困  
27 難があった、1.6%は資源不足のため課題等を全くできなかったと回答した。外出制限の最中、  
28 生徒の教育活動に対する大人の関与については、5.2%は生徒の面倒を見る十分な時間があり、

<sup>34</sup> 例えばマドリッド自治州では、義務教育にあたる小学校においては30%、中学校においては18%の生徒たちは教員と連絡が取れていないといった報告もある(Diez 2020:107)。特に、学習到達度が低い特別のカリキュラムの下で授業を受けている生徒において顕著とされる。

<sup>35</sup> この問題への対応として、学校の食堂の閉鎖に伴い、食堂支援が必要な子どもとその家庭への食糧支援が学校への申請により提供されることになった。スペイン保健省 HPCOVID-19 特設ページ：<https://www.mscbs.gob.es/profesionales/saludPublica/ccayes/alertasActual/nCov-China/situacionActual.htm> [2020年9月30日最終閲覧]

<sup>36</sup> 例えば、ガリシア自治州では、公教育機関に通う自治州人口のおよそ1割の6200人の回答を基に調査結果が発表されている。4月初旬に配信された調査の概要において、回答した家庭の3割は、非対面かつ双方向の教育にアクセスできる環境がなく、学習環境は他の家族と共有し、生徒3人のうち2人は家のコンピューターを親や兄弟と共有していることが分かった。<http://www.confapagalicia.org/novas/crise-sanitaria-covid-19-resultados-enquisa-respecto-do-ensino-non-presencial/> [2020年9月30日最終閲覧]

<sup>37</sup> レオン大学の教育調査と社会正義の研究グループによって、2020年4月18日から4月26日の期間にソーシャル・メディアを介して実施された。

1 65%は時々可能で、16.2%はその時間がないとし、13.6%は無回答であった。また80.2%の回答  
2 者は、その教育活動に対し十分又はある程度対応できると回答しているのに対し、19.8%は十分  
3 に対応できない又は全く対応できないと回答しており、ここでも2割程度が家庭学習をする上で  
4 十分な学習のサポートが受けられていないようだ。また、夏休みの短縮をすることについて7割  
5 は希望していないと回答した(長期の外出制限72.1、生徒たちに非がないにもかかわらず罰のよ  
6 うな義務を課すことは適切でない62.7、学校は夏の暑さを過ごす適切な場所ではない57.8、パ  
7 ンデミックの中でも教育活動が継続されたため、決して休暇の期間ではなかった56.4)。最後  
8 に、新年度に期待する対応について、最も回答数が高かったのは、個々への教育指導と多様性  
9 への対応の充実も考慮して、9割以上が1クラスの生徒数を少なくすることに賛成を示してい  
10 る。また、59.8%が新年度の初めの数日は授業内容を進むことよりも、経験した状況のケアを取  
11 り組むことに大賛成し、62%は授業内容及び教育活動の復習や強化が必要であると大賛成との  
12 回答を示した。

13 【▼スライド⑩】新年度2020-2021年度の対応については、スペイン中央政府の方針は、6月  
14 11日、第4回会議において、新学年度では、最小授業日数175日を基準に、9月から原則、対  
15 面授業を行うことが決定した。その学校再開に向けて20億ユーロ分を各自治州に財源の移行、  
16 奨学金に前年度比22%増額、2億6千万ユーロをデジタル強化のためのPrograma Digital Educa  
17 に投入、4千万ユーロを支援が必要な生徒への学習支援PROA+に投入することが決定した。6  
18 月23日、2020/2021年度学校の再開のための助言的ガイドライン「2020/2021年度教育機関の  
19 ためのCOVID-19に対する予防、衛生及び健康促進の措置<sup>38</sup>」(以下、学校再開のためのガイド  
20 ライン)が発表された<sup>39</sup>。他方、9月の学校再開に向けて、対面授業を前提として学校・教員側  
21 は、追加の教員や清掃のための職員、衛生管理・感染予防のための備品の購入、学校内の新年度  
22 計画の作成等の準備をする一方で、同ガイドラインの作成に際し、教育現場の関係者と保護者の  
23 声は十分に反映されていなかった。6月の途中からは一部の地域において、外出制限が緩和され  
24 学校の再開も待望されていたが、6月段階では不十分な対応になり、生徒も教員も安心できない  
25 ことから学校再開ができなかった地域も少なくない。先述したように新年度にかかる教育予算は  
26 例年よりも大きな額となったが、2019/2020年度については各自治州の対応に任されたことや感  
27 染者が出た場合の具体的な対応の指針が6月時点では明確に示されていなかった。そこで、8月  
28 27日、第6回会議では、感染者が出た場合の対処法のガイドラインが発表され、現状に合わ  
29 せて予防策も更新された<sup>40</sup>。保健省関係者も参加し、対面授業を原則に新学年度の開始に向けた  
30 23の措置と5の助言が合意された<sup>41</sup>。

<sup>38</sup> 保健省・教育省合同作成26頁程度(6月22日付)。(原文: Medidas de Prevención, higiene y promoción de la salud frente al COVID-19 para centros educativos en el curso 2020/2021)

<sup>39</sup> 有江ディアナ(2020)「新型コロナウイルス感染症に伴う義務教育課程への対応(スペイン編)」pp.17-20、<http://educational-policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/Spain.pdf> [2020年9月30日最終閲覧] (科研基盤A(19H00618)「中等教育の生徒が早期離学・中退・進路変更する要因と対策に関する国際比較研究」/研究代表者: 園山大祐、の研究成果の一部としてウェブ公開。)

<sup>40</sup> 「教育機関におけるCOVID-19の事例に直面した際の行動ガイドライン(Guía de actuación ante la aparición de casos de COVID-19 en centros educativos)」

<sup>41</sup> 「国家保健制度の地域内協議会(Consejo Interterritorial del Sistema Nacional de Salud)」  
<https://www.msbs.gob.es/gabinetePrensa/notaPrensa/pdf/27.08270820185900247.pdf> [2020年9月30日最終閲覧]の合意書に  
基づく23項目の措置と5項目の助言の発表。①学校教育制度の全教育段階における対面授業の原則(前期中等義務教育2年までを



1 6月以降に浮かび上がった不満を解消する目的でも、第6回会議において6月段階の決定事項  
2 の再確認、学校内に感染者が出た場合、症状の疑いがある場合に関する追加的なガイドラインが  
3 出された。しかし、各自治州の新学期年度への対応の独自の取組み、指針はすでに考えられていた  
4 (表1は、政府の指針と各自治州の取組みの一部を表している)。学校再開のためのガイドライ  
5 ンにおいて、主に接触回避、衛生予防、感染者対応の項目に分けられている。接触回避に関連し  
6 て、遊び、交流を通じて成長・発達に影響を及ぼす年齢であることから、幼児教育から初等教育  
7 の低学年までは、ソーシャルディスタンスやマスク着用を気にせず、固定グループを設置した多  
8 くの自治州がある。また、「分散型」の活動は登下校だけでなく、休憩や食堂の利用時間にも導  
9 入する。また、前期中等義務教育になると午前と午後の二部制や対面だけでなく、遠隔・オンラ  
10 インも部分的に取り入れようとしている。家庭に対するアンケート調査において新年度における  
11 教室の少人数性が要望され、多くの自治州では職員(教員、助手、清掃職員等)を追加配置する  
12 ことになった。人口の多い自治州において数千人単位の教職員を確保した、又はこれから追加す  
13 る予定の地域もある。確保する教員が少ないあるいはしない地域においては、1教室あたりの最  
14 大人数は比較的が多い。1教室あたりの人数については、幼児から初等教育段階までは最大25  
15 人、前期中等義務教育段階では最大30人まで許容され、政府の出した学校再開のためのガイド  
16 ラインの数値までに削減できていない。教員が少なく、確保できない問題もある<sup>42</sup>。衛生予防に  
17 関連して、多くの自治州では6歳以上からマスクの着用義務があるため、一部を除き学校内でも  
18 6歳から着用する。独自の対応として、一部の自治州では、教職員のPCR検査や抗体検査の機  
19 会を提供する。また、限定的ではあるが、学校の感染予防対策の一環として、生徒の親に対し病  
20 状がある場合には生徒を登校させない宣誓書も課されることがある。

21 **【▼スライド⑩】 COVID-19の影響により、義務教育の特質にいくつかの課題が浮上した。義**  
22 **務教育がデジタル社会への対応が不十分であったこと<sup>43</sup>。スペイン政府の早い対応はあったもの**  
23 **の、学校・教員、家庭の生徒と親の環境・設備面と家庭における学習のサポート不足が困難をま**

優先)②通年、食堂が開かれ、特別なニーズを持つ未成年者や社会的に脆弱な家族への教育支援を確実にするために開校する③授業以外の活動は可能な限り非対面式で行う④感染拡大等の研究・分析を行う自治州レベルで感染症チームの設置⑤全教育機関は、COVID-19の責任者を指定。⑥教育機関内では原則、1.5mのソーシャルディスタンスを確保⑦ソーシャルディスタンスの維持に関係なく、6歳からのマスクの使用が義務⑧幼児教育と初等教育1年・2年の生徒を安定した固定グループに編成し、お互い交流し、遊ぶことができるようにする⑨教育機関内においては、ソーシャルディスタンスを保つことが困難な場合、異なるグループの交流は避ける⑩教育機関内のスポーツ等のイベントについては観客なしで行う⑪手洗いの衛生は、頻繁かつ細心の注意を払い、最低1日に5回実施する⑫生徒はマスクの適切な着用方法や保健教育を受ける⑬教育機関は少なくとも10-15分間、頻繁に換気⑭教育機関の清掃は、特にトイレや使用頻度の高い場所を重点的に行う⑮食堂では、固定グループに属している場合を除き、ソーシャルディスタンスを確保、年間を通じて学生に座席指定する⑯スクールバスでは、6歳からマスクの着用義務。3歳から5歳は推奨⑰感染のケースがあった場合には、「教育機関におけるCOVID-19の事例に直面した際の行動ガイドライン」に従う⑱教育機関は情報の開示を保護者や高学年の生徒に行い、症状のある場合には登校させない⑲全生徒と教職員の検温は、早朝に行う。教育施設で検温の測定をする場合は混雑を回避する⑳生徒、教員、または他の職員であっても、COVID-19とおもわれる症状のある人は、教育機関に通学・通勤してはならない㉑最も脆弱な人々を保護する措置をとる㉒教職員に対し感染のリスクや拡大に関する情報の提供が行われ、予防策を固める㉓教育機関外での職業訓練教育等を実施する場合にはその分野の指針に従うこと。助言については、㉔屋外スペースの使用の優先㉕初等教育3年以上の生徒も、可能な限り固定グループをつくる㉖保護者への対応や教育業務をなるべくテレワークで行う㉗徒歩又は自転車の移動の推奨㉘COVID-19に関連した侮辱や差別を防ぐための活動を行い、感情的および社会的な大きな脆弱性の状況に特別な注意を払うこと。

<sup>42</sup> 9月20日、政府は例外的にかつ一定の期間に限り、また自治州からの要請があった場合、教員採用の緩和措置を認める、採用条件の緩和に関する政令を決定した(多くの自治州における教員採用の困難と要望があり、教育省が要請していた)。  
<https://www.educacionyfp.gob.es/prensa/actualidad/2020/09/20200929-rdcontratacion.html> [2020年9月30日最終閲覧]

<sup>43</sup> スペインでは月収900ユーロ未満の家庭のうち、子どものいる家庭10万世帯(9.2%)はインターネット環境が整っていない。UNICEF Comité Español (2020), *Covid-19: Reimaginar la Educación*, Unicef España, p.14. 過去のデジタル状況についてはUNICEF Comité Español (2018), *Los niños y niñas de la brecha digital en España*, Unicef España, p.8-9.

1 ねき、およそ2割の生徒が十分な教育を受けられなかった可能性も生じた。義務教育が学校にお  
 2 ける教育から家庭における教育へと一時的に移行したことにより、脆弱な集団の抱える問題への  
 3 対応が遅れた(学習面、貧困による健康な食事の確保、障害のある生徒への対応等)。新学年度で  
 4 は、デジタル学習の強化、多様性への配慮、脆弱な状況に置かれている生徒への支援は経済面、  
 5 学習面でも強化していく。均等かつ良質な教育の機会のために、原則対面授業が実施されること  
 6 が中央政府と自治州代表者会議において話し合われ決定し、その対策も改善されており、評価す  
 7 べき点である。他方、COVID-19の収束が見えない中、一部地域では前期中等義務教育段階以上  
 8 から非対面式も検討しており、脆弱な環境・状況に置かれた生徒の教育の機会が十分に確保され  
 9 るのが懸念が残る。コロナ時代の今誰一人取り残すことのないよう、義務教育のありかたに注  
 10 意を払う必要がある。

11

表1 各自治州における新年度(2020/2021)の新型コロナウイルス対策

自治州名	接触回避ソーシャルディスタンス(SS)対策	職員確保	1教室あたり的人数	各自の衛生予防	自治州の特別な対応
スペイン	原則、全生徒の対面授業。感染拡大防止に伴う追加的措置が採られる場合、14歳までの対面授業を優先。1.5m以上のソーシャルディスタンスの確保。	教員採用の要件の緩和(9月)	15人以下(幼・小)無 理な場合20人以下	手洗い、使い捨て ティッシュ、マスク着用	各学校が感染者対応ガイド ラインを設けること。政府のガイ ドライン(8月27日)。
アンダルシア	固定グループ(小)、分散登下校、授業の午後の部の 設置検討。	1,400人			教職員、職員のPCR検査 学校再開に当たり3段階の授 業形態の準備
アラゴン	授業9時-14時、食堂は16時まで。固定グループ(幼- 小)、分散登下校、午後の授業の設置も検討。	数百人			学校再開に当たり3段階の授 業形態の準備、家庭の設備環 境等の把握調査。
アストゥリアス	0-3歳まで預かる教育機関においては、具体的な指 針を設ける。	数百人	20(幼・小4まで)		段階的な学校再開のため1日 あたり生徒最大150人。学校予 防対策指針の遵守
バレアレス諸島	中等教育2年以上では半分対面半分非対面授業可 能。	数百人	20(幼・中1まで)	マスク・小1以上(例外 有)、教員は義務	接点回避システムの導入 保護者の宣誓書、3段階の授 業形態の準備
カナリア諸島	対面、対面非対面式、遠隔授業	数百人	人数削減	マスクの着用義務	接点回避システムの導入 保護者の宣誓書、3段階の授 業形態の準備
カンタブリア	ソーシャルディスタンスの確保	数百人	人数削減	マスクの着用義務	接点回避システムの導入 保護者の宣誓書、3段階の授 業形態の準備
カステリーリャ・ラ・マンチャ	3つの段階、対面、対面非対面、遠隔授業。	3000人			教職員、職員のPCR検査、職 務リスク防止・強化。体調の相 談フリーダイヤル設置。
カステリーリャ・イ・レオン	固定グループ(幼-小1まで)		22(幼)、25(小)	ソーシャルディスタ ンスを確保できないと きはマスクの着用	学校閉鎖の際には、全教育 段階のためのバーチャルクラ スの実施
カタルーニャ	固定グループ、分散登下校・休憩時間。前期中等 義務教育3年以上に電子デバイス提供30万台	8000人		マスクの着用(固定 グループ内は除く)	固定グループに感染者が出た 場合、グループ全員のPCR 検査、14日間の隔離
バレンシア	ソーシャルディスタンス(1.5m)の確保。固定グループ (-小2まで)。	4,300人	最大20-25人		教室の増築の検討。徒歩や自 転。車通学への切り替え
エクストレマドゥーラ	固定グループ(-小4まで)では、マスク、ソーシャルデ ィスタンスの確保必要なし。	数百人		小5以上ソーシャルデ ィスタンスとマスク着用義務	教員専用の指針あり。
ガリシア	段階的な学校再開、登校、全体の30%、60%、 100%。	数百人			各学校に保健センターの指 定、学校ガイドライン作成
ラ・リオハ	固定グループの設置(幼児教育、初等教育)。	数百人	0-1歳8人、1-2歳13 人、2-3歳20人、3-6 歳25人	小1以上マスク着用、 ソーシャルディスタ ンス	中等教育段階では100%の対 面式の実施。ただし、午前と午 後、分散型にする。
マドリッド	各教育段階での段階的な登校。中等義務教育3年以 上、高校、職業教育は対面・非対面式で実施	×(8,500)	1教室あたりの生徒数 の削減	6歳以上からマスクの 着用	学校の再開を前に、教職員に 抗体検査の実施。
ムルシア	中3以上の教育段階は対面・非対面で行う。固定グ ループの設置(幼15-20人、その他20-25人)。		20(小)、24(中)		最大人数24人を超えた場合、 週4日の分散にする。
ナバラ	固定グループ(-1歳8人、1-2歳12人、2-3歳16人)		25(-小)30(中)33(高)		共有スペースの使用禁止。
バスク	分散登下校、固定グループ(小2まで)	補助職員 の追加		小3以上マスク着用 (ソーシャルディスタ ンス無)	学校再開に当たり3段階の授 業形態の準備、通学手段
自治都市 セウタ/メ リーリャ	固定グループ			固定グループ外では ソーシャルディスタ ンスの確保とマスクの着用。	14歳までは優先的に対面授業 を行う。症状がある生徒のた めの教室の確保。

12  
13

14 4. 日本(中丸担当)

15 【▼スライド⑳】日本における COVID-19 への対応として、まず 2020 年 2 月 27 日の首相によ  
16 る要請をきっかけに行われた全国一斉休校から学校再開までの流れを確認する。その後、休校中  
17 の学校及び文科省の対応と学校再開後の対応について整理し、日本の対応の特徴や課題を述べる。  
18 COVID-19 の感染拡大を受け、2020 年 2 月 27 日に首相より、3 月 2 日から春休みまでの臨時

1 休校が全国の小中学校・高校へ要請された。また、この要請を受けて、2020年2月28日には文  
2 科省より春季休業開始日までの休校を求める通知が出された。この要請及び通知をきっかけに各  
3 地の学校では休校の準備がなされ、3月4日時点では全国の約99%の学校<sup>44</sup>が休校されている状  
4 況となった。その後、春季休業終了とともに再開された学校もあった。しかしながら、4月7日  
5 に一部地域に緊急事態宣言、4月16日に全国に緊急事態宣言が出されたことを受け、再度休校  
6 となる学校も多く出ることとなった。4月10日時点では約4割の学校が新学期を開始していた<sup>45</sup>  
7 にもかかわらず、全国へ緊急事態宣言が出された後の4月22日時点では、約95%が休校<sup>46</sup>とな  
8 っている。このように、3月頭からの休校と学校再開、それから再度休校とこの時期の学校現場  
9 では特に混乱した状況となっていたことが伺える。その後、地域によっては徐々に分散登校の実  
10 施や全面的な学校再開が行われるようになり、5月26日には緊急事態宣言の全面解除がなされ、  
11 ほとんどの学校が再開している状況となった。6月1日時点では約98%の学校が再開しており、  
12 その内約30%が分散登校、約20%が短縮授業を行っていた<sup>47</sup>。大阪府については、国の基準と  
13 は別に独自の基準である「大阪モデル」を打ち出した。特に、国の基準で感染状況レベルがレベ  
14 ル3以上(感染拡大警報・緊急事態)の場合は自治体全体で休校する可能性があるとされている  
15 <sup>48</sup>一方で、大阪府では「大阪モデル」の緊急事態である「赤信号」となっても府立学校に一斉休  
16 校は求めず、分散登校やオンライン授業などに移行する<sup>49</sup>とされている。このように、首相の一  
17 声による全国一斉休校から始まったコロナウイルスへの対応は、大阪府のように独自で対策を取  
18 ろうとした地域があったり、地域ごとの感染者数のばらつきに応じた学校再開時期の設定が行わ  
19 れたりしたもの、国によって出される緊急事態宣言など、多くの学校が国の方針に従う形で対  
20 応がなされた。

21 **【▼スライド②】**次に、休校中の学校や文科省による対応についてみていく。突如全国の学校  
22 が一斉に休校となったが、休校中の子どもたちの健康状態や学習習慣の乱れ、学習の遅れなどを  
23 懸念する声が広がり、各学校はその対応に追われることとなった。日本では学校教育における  
24 ICTの活用状況が芳しくない<sup>50</sup>こともあり、多くは教科書や紙の教材を活用した課題が学校から  
25 子どもたちへ課され、学習動画の活用や同時双方向型オンライン指導は過半数以上の学校では行  
26 われなかった。また、各学校や家庭・児童生徒の実態を踏まえた積極的なICTの活用や児童生  
27 徒による学習状況の違いに対応した学習の支援、指導計画等を踏まえた適切な教材等の提供が課

<sup>44</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・高等学校等における臨時休業の状況について(令和2年3月4日(水)8時時点・暫定集計)」[https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt\\_kouhou02-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf)[2020年9月26日最終閲覧]

<sup>45</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について」[https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt\\_kouhou01-000006421\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kouhou01-000006421_1.pdf)[2020年9月26日最終閲覧]

<sup>46</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」[https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt\\_kouhou01-000004520\\_8.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_8.pdf)[2020年9月26日最終閲覧]

<sup>47</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について」[https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt\\_kouhou01-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf)[2020年9月26日最終閲覧]

<sup>48</sup> 文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」2020年8月6日 ver.3

<sup>49</sup> 大阪府「学校における新型コロナウイルス感染症拡大第2波への備え(学校教育活動と感染拡大防止策との両立)」<http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00367104/shiryo3.pdf>

<sup>50</sup> 児童生徒に課題や学級での活動にICT(情報通信技術)を活用させることを「しばしば」又は「いつも」行うと回答した教員の割合は参加国平均(中学校)では51.3%であるのに対し、日本では17.9%(中学校)、24.4%(小学校)となっており、平均を大きく下回っている。(国立教育政策研究所「TALIS2018 報告書-学び続ける教員と校長-の要約」[https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/pdf/talis2018\\_summary.pdf](https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/pdf/talis2018_summary.pdf)[2020年9月26日最終閲覧])



1 題であったと学校設置者には感じられているようだ<sup>51</sup>。

2 【▼スライド⑳】このように、休校中のICTの活用が課題であったと感じられていた一方で、  
3 文科省は休校中の学習をサポートするために、3月2日に「子供の学び応援サイト<sup>52</sup>」を公開し  
4 た。これは、家庭でできるオンライン学習コンテンツを集約したもので、学年ごとや教科ごと、  
5 教科書出版社ごとなどで整理されたページとなっている。コンテンツには、印刷して使用できる  
6 学習用ドリルのほか、学習の補助となる動画などがあり、基本的に無料でアクセスできるものと  
7 なっている。これまで各学校や教育委員会に動画などのオンライン学習コンテンツが蓄積されて  
8 きたわけではないため、休校を受けて積極的に作成に乗り出した教育委員会による動画が少し  
9 つアップされていった他は、民間企業や教員養成大学によって作成されたコンテンツがほとんど  
10 であった。

11 【▼スライド㉑】休校期間中、子どもの学習保障や健康管理のための対応に追われた学校であ  
12 ったが、学校再開後も、「学習の遅れ」を取り戻すための対応を迫られることとなった。文部科  
13 学省の調査では、公立学校の設置者の約95%が夏季休業期間を短縮する予定であると回答<sup>53</sup>して  
14 おり、休校による不足分の授業時数確保が目指されていることがわかる。【▼スライド㉒】また  
15 文科省は、「登校日の設定、分散登校の実施、時間割編成の工夫、長期休業期間の見直し、土曜  
16 日の活用、学校行事の重点化や準備時間の縮減等により、学校における指導を充実」させてもな  
17 お、当初予定していた指導を今年度中に終了できない場合の特例的な対応として、「教育課程の  
18 編成見直し」と「学びの重点化」による学習の保障を提案している<sup>54</sup>。「教育課程の編成見直し」  
19 とは、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において  
20 指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成するも  
21 のである。また、「学びの重点化」は、授業を協働学習など学校でしかできない学習活動に重点  
22 化し、限られた授業時数の中で効果的に指導を行おうとするものである。また、個人でも実施可  
23 能な学習活動等は授業以外の場で行う。

24 【▼スライド㉓】日本では、学校教育法施行規則第51条及び別表第1、学校教育法施行規則  
25 第73条及び別表第2において、小中学校の標準授業時数が定められている。この授業時数を下  
26 回ることについては、下回ったことのみで上記規則に反するものとなるわけではない<sup>55</sup>とされて  
27 いるものの、「授業時数を下回った場合その確保に努力することは当然である」とされている。  
28 また、休校中には学校から子どもたちに多くの課題が出されたり、地域によっては学習用動画の

<sup>51</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」、  
[https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]

<sup>52</sup> 文部科学省「子供の学び応援サイト」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm) [2020年9月26日最終閲覧]

<sup>53</sup> 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」、  
[https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf), p.5 [2020年9月26日最終閲覧]

<sup>54</sup> 文部科学省「「学びの保障」総合対策パッケージ」[https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_syoto01-000007688\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_1.pdf) [最終閲覧2020年9月30日]、文部科学省「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について(通知)」  
[https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) [最終閲覧2020年9月30日]

<sup>55</sup> 文部科学省「小学校学習指導要領(平成29年告示)解説(総則編)」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387017_001.pdf), p.60 [最終閲覧2020年9月30日]及び、文部科学省「中学校学習指導要領(平成29年告示)解説(総則編)」  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/03/18/1387018_001.pdf), p.61 [最終閲覧2020年9月30日]



1 配信などが行われたりしたが、「家庭学習で行った学習内容を授業で取り扱わないことは可能で  
2 あるが、学校が臨時休業となっている又は児童生徒が出席停止となっている状態で、家庭学習を  
3 授業そのものと認めるものではないので、その学習時間を授業時数としてカウントすることはな  
4 い。<sup>56</sup>」とされ、各学校では休校期間中に失われた授業時数の確保に奔走している。

5 【▼スライド28】以上みてきたように、2月末の首相による要請及び文科省による通知をき  
6 かけに、全国各地の学校が一斉休校となり、大阪府のように一部独自路線をとるところもあった  
7 ものの、コロナウイルスへの対応としての学校閉鎖など各地の自治体が国の方針に従う形をと  
8 った。

9 休校中、学校では子どもたちの学習保障や健康管理のための対応が取られたが、その多くが紙  
10 の教材の課題を課すもので、特に公立学校におけるICTの有効な活用が課題とされる。文部科学  
11 省はこのような状況に対し、COVID-19による一斉休校以前からあった「GIGAスクール構想」  
12 における整備を加速させ、緊急時においてもICTの活用により全ての子どもたちの学びを保障  
13 できる環境の早急な実現を目指す<sup>57</sup>としている。それに伴い、特に重点的に感染拡大の防止に向  
14 けた取組を進めていく必要がある都道府県（「特定警戒都道府県」）に対し、端末、LTE通信機  
15 器（モバイルルータ）、遠隔学習機器等を早急に調達することを促している。文部科学省が実施  
16 した調査では、2020年8月末時点で納品が完了したのは特定警戒都道府県約2%に留まるが、約  
17 75%が関係経費の議会承認済みとなっており、今後増加していくことは予想される<sup>58</sup>。一方で、  
18 休校中の家庭学習は授業時数とは認められず、長期休業の短縮などによる、学習を取り戻すため  
19 の授業時数の確保への努力が行われている。ここには特に、就学義務があり、制度的には課程主  
20 義をとるものの、実際は年齢主義・履修主義をとる日本の特徴がよく現れている。このような授  
21 業時数確保のための努力は、子どもや教員の負担増の深刻化につながっている。

22

## 23 5. ドイツ(辻野担当)<sup>59</sup>

24 【▼スライド28】最後の事例はドイツである。まず、ドイツにおける義務教育制度の特徴を概  
25 観した上で、休校決定までの経過を追いつつ、休校期間中の実状について検討する。

26 【▼スライド29】ドイツにおける義務教育制度は、外国人や難民も含むすべての子どもを対象  
27 とする就学義務(Schulpflicht)となっている。フルタイムの一般教育学校への就学義務だけでなく、  
28 パートタイムの職業学校への就学義務が加わる点で特徴的である。デュアルシステムとして知ら  
29 れているとおりである。義務教育は連邦法ではなく州法で規定されているため、州差がある。厳

<sup>56</sup> 文部科学省「指導要録・学習評価等に関することQ&A」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00041.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00041.html) [2020年9月26日最終閲覧]

<sup>57</sup> 文部科学省「「学びの保障」総合対策パッケージ（詳細版）」[https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_syoto01-000007688\\_2.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_2.pdf) [最終閲覧2020年9月30日]

<sup>58</sup> 文部科学省「GIGAスクール構想の実現に向けた調達等に関する状況（8月末時点）について（速報値）」[https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt\\_jogai01-000009827\\_001.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200911-mxt_jogai01-000009827_001.pdf) [最終閲覧2020年9月30日]

<sup>59</sup> ドイツに関する記述は、辻野とともに以下の園山科研の同じくドイツ調査担当者である布川あゆみ（東京外国語大学）との共同研究の成果となる。布川あゆみ・辻野けんま(2020)「新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応：ドイツ」<http://educational-policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/Germany.pdf> (科研基盤A(19H00618)「中等教育の生徒が早期離学・中退・進路変更する要因と対策に関する国際比較研究」/研究代表者：園山大祐、の研究成果の一部としてウェブ公開。)ただし、本研究報告の内容に関する責任は辻野が負う。

1 格な修得主義をとり、初等教育段階から原級留置がある。  
2 通説的な学校法学の見解によれば、州ごとに異なる義務教育制度は以下の3タイプに大別され  
3 る。(①をとる州が最も多い。)

- 4  
5 ① 最も一般的な型(最多の10州が採用)  
6 9年ないし10年のフルタイムの就学義務と約3年の職業学校就学義務を課す。  
7 ② ブレーメン、ハンブルク、ラインラント＝プファルツ、ザクセン＝アンハルト型  
8 12年間(ハンブルクは11年間)という期間のみによる統一的な就学義務規定。9年間  
9 (ブレーメンは10年間)のフルタイムの一般教育学校への就学にくわえてパートタイム  
10 の職業学校への就学を義務とする。  
11 ③ ニーダーザクセン、ノルトライン＝ヴェストファーレン型  
12 就学義務を初等段階と中等段階Iとして課す。<sup>60</sup>

13  
14 **【▼スライド③⑩】** ドイツでは、連邦制にもとづき教育政策が各州に委ねられている中で、各州  
15 における休校決定が3月16～18日の間に一斉になされた<sup>61</sup>。州を超えた教育政策の調整を図る  
16 ための各州文部大臣の合議機関「常設文部大臣会議(KMK: Kultusministerkonferenz)」<sup>62</sup>が設置さ  
17 れているが、COVID-19対策についても指針を示しており、上記の各州の休校判断は3月12日  
18 のKMK決議「コロナ・ウイルスへの対応」<sup>63</sup>をふまえたものである。これらの休校決定とほぼ  
19 同時期に行われたメルケル首相演説(3月19日)<sup>64</sup>は、日本でも話題となった。

20 **【▼スライド③⑪】** 州ごとの独自性が強いドイツだが、全国的な状況を知る上でKMKの政策動  
21 向が示唆に富む。そこでまずこの間のKMKの動向を概観する。学校再開にあたっては、進学期  
22 にあたる学年を優先的に登校させた。具体的には、①大学入学資格試験となるAbitur<sup>アビトゥア</sup>を受験する  
23 第12・13学年の生徒、②分岐型の中等教育段階への進路選択を控える第4学年の子ども、から  
24 再登校が始まることとなった。

25 厳格な就学義務(Schulpflicht)を擁するドイツでは、課程主義により初等教育段階から原級留置  
26 (留年)がある。しかし、COVID-19の影響による休校期間の授業時数を学校再開後に回復させ  
27 ようとする傾向はみられない。夏休み短縮(授業時数確保)の議論はなく例年通り確保され、年  
28 度終了までに扱いきれなかった教育課程内容は翌年度へ繰り越しされている。<sup>65</sup>

29 **【▼スライド③⑫】** KMKは上記3月12日決議の後、3月25日には「卒業試験は原則維持」と

<sup>60</sup> Hermann Avenarius/Felix Hanschmann (2019), Schulrecht, 9. Aufl., Carl Link, S.356.

<sup>61</sup> COVID-19にともなう諸州における休校決定は、以下のとおりとなっている。3月16日: ハンブルク、ブレーメン、ニーダーザクセン州、メクレンブルク＝フォアポンメルン州、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州、ザクセン州、ザクセン＝アンハルト州、ベルリン、ザールラント州、ラインラント＝プファルツ州、バイエルン州、3月17日: バーデン＝ヴュルテンベルク州、ヘッセン州、テューリンゲン州、3月18日: ノルトライン＝ヴェストファーレン州。

<sup>62</sup> KMKは連邦政府におかれている連邦教育・研究省(BMBWF: Bundesministerium für Bildung und Forschung)とは異なる点が重要であり、あくまで各州の文部大臣の合議機関である。

<sup>63</sup> KMK: Beschluss vom 12.03.2020, Zum Umgang mit dem Corona-Virus, <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/zum-umgang-mit-dem-corona-virus.html> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>64</sup> Deutschland.de., “Chancellor Angela Merkel on the Corona Crisis in Germany” <https://www.youtube.com/watch?v=EMWCqUEIFP8> [2020年5月2日最終閲覧]

<sup>65</sup> 前掲、布川・辻野(2020)。

1 する方針を公表した<sup>66</sup>。一方、4月2日には全国試験の参加義務を緩和すること<sup>67</sup>、翌4月3日に  
2 は夏学期は延長しないこと<sup>68</sup>を公表している。そして、4月16日には「学校再開の準備について」  
3 を具体的に示した<sup>69</sup>。学校再開時の具体的な対応は、4月28日のKMK決議「コロナ・パンデミ  
4 ックー学校における授業再開のための基本構想」<sup>70</sup>に示されている。そこでは、①段階的再開、  
5 ②安全衛生措置、③子ども支援の体制、④教科、⑤集団規模・授業時間、⑥休み時間、⑦応急措  
6 置、⑧特別な支援を要する子どもへの対応、⑨試験、⑩教職員の配置、⑪学校設置者との調整、  
7 の11項目の共通枠組みとして読み取ることができる。

8 この4月28日のKMK決議にくわえて、全州の教育大臣は以下6項目の追加措置を決定して  
9 いる。(1)あらゆる子どもの機会の平等と公正、(2)夏休みの扱い、(3)学校の段階的再開、(4)夏季  
10 休暇までの個別登校の可能性、(5)対面授業のかわりの在宅学習および学習・教授のデジタル化、  
11 (6)デジタル環境を必要とする子どもへの支援、である。

12 5月6日には子どもの学習権保障に関して「迅速な復帰へ」とする指針<sup>71</sup>と「全ドイツにおけ  
13 る段階的学校の再開の基本枠組み」<sup>72</sup>が公表された。さらに、6月18日には「遅くとも夏休み後は  
14 通常の学校運営へ」とする指針が示された<sup>73</sup>。

15 【▼スライド③③】スイスのツーク教育大学は、ドイツ語圏におけるCOVID-19への学校対応に  
16 ついて、いち早く情報提供や実態調査、提言などを行ってきた。フーバー(Stephan Gerhard Huber)  
17 他の調査によれば、休校判断について親の89%が適切な判断(適切78%、どちらかといえば適切  
18 11%)と感じており、子どもの39%が肯定(非常に良い15%、良い34%、どちらでもない38%、  
19 悪い10%、非常に悪い3%)と感じている<sup>74</sup>。一方、多くの生徒や家庭、学校にとって、休校期間  
20 は少なからぬ混乱をもたらした状況も浮かび上がる。パダボーン大学のビルギット・アイケルマ  
21 ン(Birgit Eickelmann)教授とケルシュティン・ドローゼル(Kerstin Drossel)博士が行った教員対象の  
22 調査によれば、「ドイツのおよそ3分の2の学校は遠隔授業の基本方針をもっていない」とされ

<sup>66</sup> KMK Pressemitteilung Prüfungen finden wie geplant statt: <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/kmk-pruefungen-finden-wie-geplant-statt.html> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>67</sup> KMK: Pressemitteilung: Teilnahmeverpflichtung an VERA 3 und VERA 8 aufgehoben: <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/kmk-iqb-bildungstrend-im-primarbereich-verschoben-teilnahmeverpflichtung-an-vera-3-und-vera-8-auf.html> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>68</sup> KMK: Sommersemester 2020 findet statt, <https://www.kmk.org/aktuelles/artikelsicht/kmk-sommersemester-2020-findet-statt.html> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>69</sup> KMK: Pressemitteilung: Vorbereitung der Schulöffnungen, <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/hubig-kmk-bereitet-schuloeffnungen-vor.html> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>70</sup> KMK: Beschluss vom 28.04.2020, Rahmenkonzept für die Wiederaufnahme von Unterricht in Schulen, <https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/PresseUndAktuelles/2020/2020-04-28-Rahmenkonzept-Oeffnung-von-Schulen.pdf> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>71</sup> KMK Pressemitteilung: Schnelle Rückkehr zum Regelbetrieb: <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/kmk-beschluss-schnelle-rueckkehr-zum-regelbetrieb.html> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>72</sup> KMK schafft mit Rahmenkonzept Voraussetzung für schrittweise Schulöffnungen in ganz Deutschland: <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/hubig-kmk-schafft-mit-rahmenkonzept-voraussetzung-fuer-schrittweise-schuloeffnungen-in-ganz-deutschla.html> [2020年7月2日最終閲覧]

<sup>73</sup> 「遅くとも夏休み後は通常の学校運営へ」KMK Pressemitteilung: Regulärer Schulbetrieb spätestens nach den Sommerferien: <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/kmk-regulaerer-schulbetrieb-spaetestens-nach-den-sommerferien.html> [2020年7月14日最終閲覧]

<sup>74</sup> Stephan Gerhard Huber, Paula Sophie Günther, Nadine Schneider, Christoph Helm, Marius Schwander, Julia A. Schneider, Jane Pruit(2020), COVID-19 und aktuelle Herausforderungen in Schule und Bildung: Erste Befunde des Schul-Barometers in Deutschland, Österreich und der Schweiz, Waxmann, S. 22. なお、全文 web 公開されている。 [https://www.waxmann.com/waxmann-buecher/?tx\\_p2waxmann\\_pi2%5bbuchnr%5d=4216&tx\\_p2waxmann\\_pi2%5baction%5d=show](https://www.waxmann.com/waxmann-buecher/?tx_p2waxmann_pi2%5bbuchnr%5d=4216&tx_p2waxmann_pi2%5baction%5d=show) [2020年9月22日最終閲覧]

1 ている<sup>75</sup>。

2 また、南西ドイツのメディア教育協会は、平均成績が5段階評価で2.5点となるようなサンブ  
3 リングにより全ドイツ1000人の抽出調査を行い、遠隔学習のツールとして生徒の82%が携帯電  
4 話、80%がノートパソコンないしデスクトップを利用していることと、全生徒の26%が機器を共  
5 同利用しているという状況を明らかにしている<sup>76</sup>。

6 【▼スライド③4】ドイツで最も広く読まれているニュース雑誌『シュピーゲル』は、4月26日  
7 の記事において興味深い調査結果を紹介している。それによれば、30%の子どもが教員とほとん  
8 どやりとりしていない、56%の子どもはメールで定期的に課題を(学校から)もらっている、双  
9 方向性のあるコミュニケーションの方法としてとしてチャット(26%)、クラウド活用(22%)、ビデ  
10 オミーティング(16%)、電話で教員と連絡をとる生徒も約1割との結果を示している<sup>77</sup>。休校期間  
11 中の実態は極めて多様であるが、同記事では、3人の子どもをもつ父親(51歳)の興味深いイン  
12 タビュー記事を紹介している。それによれば、3年生、6年生、10年生の子どもが通う学校の対  
13 応は実に異なっている。まず、10年生の娘が通う学校は毎日課題が出され教師からのフィード  
14 バックもメールで届き、間もなくビデオミーティングも開始される状況にある。父親も非常に満  
15 足している。これに対して、6年生の娘が通う学校は、学校からワークシート(Arbeitsblätter)が毎  
16 週1つの教科から届くものの、コーディネートされたものではなく、両親の確認作業が多く父親  
17 は憤慨している。3年生の子どもが通う学校は、すべての科目のワークシートが週に1回あり、  
18 週末には模範解答も届く。教師は子供たちにメッセージを届けており、家庭へ電話をかける提案  
19 も受けており、父親は相対的に満足している。<sup>78</sup>

20 【▼スライド③5】ドイツにおいて感染者数がノルトライン=ヴェストファーレン州と並んで最  
21 も深刻なバイエルン州では、州とミュンヘンを中心に状況が深刻化している。一方、同州の人口  
22 5万都市パッサウはチェコ、オーストリアとの国境近くに位置しながら、感染封じ込めに成功し  
23 ている。パッサウ大学研究員ホイリヒ(Benjamin Heurich)氏からの調査協力を得て地元の学校の状  
24 況を調べたところ、4月27日からの段階的な学校再開に続き、5月11日から対面授業の全学年  
25 への拡大、9月に入り一部の学校でマスク着用義務の解除など推移してきたことが分かる<sup>79</sup>。

26 【▼スライド③6】以上みてきたドイツの特質から得られる示唆は次のようなものと言える。ま  
27 ず、授業時数を学校再開後に無理には取り戻そうとしていないことである。厳格な修得主義をと  
28 る就学義務制度にもかかわらず、修得状況を把握するテストも無理に実施してはいない。休日・  
29 長期休暇も例年通り確保されている。年度内に扱いきれなかった教育内容は翌年度以降へ繰り越

<sup>75</sup> Universität Paderborn „Lehrkräfte-Umfrage während der Corona-Krise“: <https://www.uni-paderborn.de/nachricht/93655/> [2020年9月22日最終閲覧]

<sup>76</sup> Medienpädagogischer Forschungsverbund Südwest, „JIMplus 2020 Corona-Zusatzuntersuchung“: [https://www.mpfs.de/fileadmin/files/Studien/JIM/JIMplus\\_2020/JIMplus\\_2020\\_Corona.pdf](https://www.mpfs.de/fileadmin/files/Studien/JIM/JIMplus_2020/JIMplus_2020_Corona.pdf) [2020年9月15日最終閲覧]

<sup>77</sup> SPIEGEL Panorama „Schule im Corona-Modus - "Die haben zum Teil zwei Wochen nicht geantwortet““: [https://www.spiegel.de/panorama/schule-im-corona-modus-die-haben-zum-teil-zwei-wochen-nicht-geantwortet-a-1fdb4e5d-072c-41b7-b532-5731d65fb03a?xing\\_share=news#ref=rss](https://www.spiegel.de/panorama/schule-im-corona-modus-die-haben-zum-teil-zwei-wochen-nicht-geantwortet-a-1fdb4e5d-072c-41b7-b532-5731d65fb03a?xing_share=news#ref=rss) [2020年9月15日最終閲覧]

<sup>78</sup> 同上。

<sup>79</sup> 地元の学校の対応は、各学校の公式ウェブサイトはもとより、学校公式Facebookページなどでも確認できる。たとえば、パッサウ市内のColumba-Neef-Realschule Neustiftでは、3月の休校から現在に至るまでの様子が読み取れ、教員による授業動画配信なども確認できる。<https://www.facebook.com/columba.neef.realschule/>



1 される。<sup>80</sup>  
2 そもそも、ドイツの就学義務の法的根拠は州憲法にあり、基本法(憲法)上に直接の規定が無  
3 い。逆に、基本法上では子どもと親の権利が規定されている(第2条:人格を自由に発達させる  
4 権利、第6条:自然権としての親の教育権)。そのため、就学義務は子どもの基本権に対する国  
5 家の集中的・継続的な介入でもありと考えられてきたことが特徴的である。有力な学校法学の見  
6 解によれば、就学義務ほどに国家による継続的・強制的な市民の基本権への介入が見られる領域  
7 は、刑務所を除けば他に例がないとされ、それだけに就学義務にはそれが正当化される範囲・限  
8 界が存在すると解されている<sup>81</sup>。メルケル首相による3月19日の演説でも、市民の基本権への国  
9 家的介入は極力自制的であるべきことが明言されていた。

10

## 11 6. 考察

12 **【▼スライド③⑧】**以上4か国の事例を比較すると何が言えるだろうか。第1の事例となるフラ  
13 ンスでは、3月中旬の警戒事態宣言から5月初旬まで学校が閉鎖され、メディア授業および補完  
14 的支援による対応がなされた。学校再開は学年別になされ次第に全学年対象へと広げられた。夏  
15 休みの間は、例年以上に学校にて補講を用意し希望者に開放した。また林間学校の活用も推進さ  
16 れた。いずれの事業も多くは大学生が担った。就学義務ではなく教育義務の伝統を擁してきたこ  
17 とから、警戒事態宣言中においても、元々あった遠隔教育教材、教科書会社のネット教材、子ど  
18 も向けラジオ・テレビ番組、美術館と博物館のHP教材、各地方教育行政のデジタル教材などの  
19 活用、同時に健康管理、学習時間と内容のバランス、友達とのコミュニケーションの確保など、  
20 国民教育省から指針が提案された。中央からの指針で注意を注がれたのは、特別な対応が必要な  
21 生徒へのケアにある。

22 第2の事例となるスペインでは、国内の感染者数が急増したことによって対応が本格的に始動  
23 した。中央政府は、基本的な感染症対策・指針に関する教育省令を発付する一方で、それらを踏  
24 まえながら各自治州においては、その権限を下に、学校の閉鎖や再開について決定してきた。3  
25 月14日の警戒事態宣言の発令直後には、中央政府が中心となって教材のインターネット配信が  
26 なされた。感染の広がりや長期化への対策として、インターネットとテレビ放送を用いられるこ  
27 とによって、デジタル教育を受けられる対象生徒の幅を広げ、補完的な教育を提供した。また、  
28 長期の非対面式での指導に関する指針、2学期・3学期の指導方法と評価基準、夏休みの学習支  
29 援等、9月からの新学期の指針も段階的に提示された。他方、デジタル化に伴う深刻な教育格差  
30 が浮き彫りになり、9月からはじまった新年度は、デジタル教育システムを強化しながらも、原  
31 則対面式の授業となった。新年度の学校再開に至るまでは、中央政府の対応の不十分さに不満も  
32 浮かび上がっていたが、財政面での支援の明確さと指針の見直しもなされ、改善も見られた。

33 第3の事例となる日本では、2月27日の首相による全国一斉休校の要請及び翌日の文科省に  
34 よる春季休業開始日までの休校を求める通知をきっかけに、全国の約99%(3月4日時点)の学

<sup>80</sup> 前掲、布川・辻野(2020)。

<sup>81</sup> Johannes Rux (2018), Schulrecht, 6. Auflage, C.H.Beck, S.39-40.

1 校が休校となった。4月からの新学期開始後も学校再開と国の緊急事態宣言(4月16日)をうけ  
2 た再度の休校、5月末の緊急事態宣言の全面解除と、混乱状況が続いてきた。大阪府のように、  
3 国と一線を画し独自路線をいく自治体もある一方で、多くの自治体が国に従う対応を実施してき  
4 ている。文科省や各自治体はオンラインでの学習教材の発信を行っているものの授業時数には換  
5 算されず、学校が時数確保に奔走する現状がある。弾力的な教育課程編成が文科省より認められ  
6 ているものの、多くの学校では土曜日の利用や夏休みの短縮による対応も行っており、子ども  
7 たちや教員の負担増が深刻化している。

8 第4の事例となるドイツでは、連邦制にもとづき教育政策が各州に委ねられている中で、各州  
9 における休校決定が3月16~18日の間に一斉になされた。州を超えた教育政策の調整を図るた  
10 めに設置されている常設文部大臣会議(KMK: Kultusministerkonferenz)は、COVID-19への対応に  
11 ついても積極的に指針を示しており、各州の対応もそれをふまえ展開されている。各州による対  
12 応の差異もあるものの、オンデマンド型の動画教材が配信されたり、学校再開が学年別に段階的  
13 に進められたりしてきている。就学義務と原級留置(留年)をとまなう厳格な課程主義をとるに  
14 もかわらず、休校期間の授業時数を学校再開後に回復させようとする傾向はみられない。夏休  
15 みも例年通り確保された。就学義務とはそもそも市民の自由への国家による継続的な介入である  
16 ため、その介入は正当化される範囲に限定されるべきとの考えが強い。

17 【▼スライド③⑨】以上、フランス、スペイン、日本、ドイツにおけるCOVID-19への対応をみ  
18 てきたが、それらは義務教育のどのような特質を映し出すものとなったのだろうか。まず、フラ  
19 ンスの場合、日本との最大の差異は、就学義務がなく教育義務をとる点にある。授業時数未達成  
20 でも先送りや、携帯電話を含むICT機器の積極的な使用が特徴的である。多様な教育産業の協力  
21 が教科書採択の自由により可能となっている。障害者への優先的対応、教職員の健康面を配慮し  
22 たメディア授業と対面授業の選択権、生徒の自律した学びが重視されてきた学校文化など、日本  
23 との差異が顕著である。

24 次に、スペインの場合、地域化された国家(自治州国家)という特徴をもち、集権的なフラン  
25 スとも分権的なドイツとも異なりを見せる。学校制度(関連法等)は中央が決定するが、教育行  
26 政の実行・運用は各自治州の独自性に委ねられる。就学義務を前提とする点は日本と共通するが、  
27 外国人が含まれることや学校制度上の差異が存在する。

28 ドイツの場合、教育政策が州に分権化されていることが、単に制度理念としてあるだけではな  
29 く政策現実ともなっている点で日本と異なる。ドイツでは、教育政策の最終的な決定はあくまで  
30 も各州の権限と責任の下に置かれている。日本でも教育の地方自治の原則が存在するが、首相の  
31 「要請」により全国で一斉休校となる現実や、教育課程行政が国家レベルで集権化されている点  
32 において大きく異なる。

33 【▼スライド④⑩】翻って日本の状況を捉えなおすならば、フランス、スペイン、ドイツとの異  
34 同について以下の点が指摘される。まず、遠隔授業の実施については各国に通底する困難が見ら  
35 れる。程度の差異はあるものの、ICT機器の配備や貧困家庭への支援策、さらには学校教育その  
36 もののデジタル化をめぐる課題が各国で顕在化している。学校の閉鎖が「学習の遅れ」をもたら

1 すとの危機感もまた、各国共通のものと言える。

2 しかし、教育義務をとるフランスが学校外の多様な学習の機会をそもそも擁していたり、通常  
3 通りの夏休みや週授業日が続けているスペインやドイツなどとは対照的に、日本では夏休みの短  
4 縮化や学校行事の削減と教科の授業への焦点化、カリキュラムや教育活動の過密化などが顕在化  
5 している。このような状況は、日本における義務教育が課程主義に基づく就学義務を建前として  
6 いながら、実際には強固な年齢主義・履修主義をとるがゆえに、同一学年で教えられるべき内容  
7 や授業時数は非常時にあっても極力確保・回復しなければならない、といった圧力が強く働いて  
8 いるものと考えられる。

9 **【▼スライド④】** このことは、平時においても過密気味となっていた学校教育をますます深刻  
10 にさせ、子どもや教員、親に著しい負担増を惹起しているのではないだろうか。休校期間中の家  
11 庭での学習もまた、親による指導・支援を前提とする学校からの宿題などの特徴を強くしている。  
12 だからこそ学校からの宿題の出し方に疑問を呈する親も少なくない。反面、学校の教員もまた休  
13 校期間中も家庭での学習の対応に追われるという状況がある。授業時間をどう回復するかや教育  
14 課程をいかに消化するかのみを腐心し、休校期間中に子どもの学びが「止まっていた」との前提  
15 に「学びを止めない」言説が席捲している<sup>82</sup>。コロナ禍が人間社会にさまざまな気づきを与え、  
16 子どもにも通常では学びえない様々な経験をもたらす機会となったことを積極的に評価できな  
17 いものだろうか。大人が用意する教育課程やカリキュラムのみを「学び」として、子どもが現に  
18 経験している多様な学びを奇貨ととらえることを妨げているならば、それもまた義務教育の轍と  
19 言えるかもしれない。

20 結びに、本研究の今後の課題について述べる。公教育における COVID-19 への対応も時々刻々  
21 と変化しており、本研究を深化させるためにはさらなる調査が必要となる。さらにまた、コロナ  
22 禍の中で現地調査を行うことも困難になっており、新たな調査のあり方も問われている<sup>83</sup>。しか  
23 し、各国の差異が映し出す義務教育の特質は、日本だけでなく諸外国のパラダイムの再考にも示  
24 唆に富むと期待される。その実証へ向けた作業を続く課題としたい。

25

26 ※1 本発表の内容は、発表者全員による討議を経たものだが、主な調査分担は、2.フランス - 園山、3.スペイン - 有江、  
27 4.日本 - 中丸、5.ドイツ - 辻野、である。1.序、6.結、は4名全員による。

28 ※2 本研究は、科研基盤 A (19H00618) 「中等教育の生徒が早期離学・中退・進路変更する要因と対策に関する国際  
29 比較研究」(研究代表者：園山大祐)の研究成果の一部である。  
30  
31

## 32 主要参考文献・ウェブサイト一覧

### 33 【フランス】

- 34  
35 ・ DEPP(2020) Note d'information, no.20.26, 4p.  
36 ・ MEN(2020) Année scolaire 2020-2021 Réunis, 102p.  
37 ・ MEN(2020) Territoires numériques éducatifs 2020-2021, 19p.  
38 ・ MEN(2020) Vacances apprenantes, Juin 2020, 13p.

<sup>82</sup> これは義務教育にとどまらず近代学校制度そのものの轍とも言うべきだが、昨今ではこうした批判が学説上のみならず政策上も見られ始めている。たとえば、地方議員である鈴木(2020)は、「近代の教育が引き起こしてきた生きることと学ぶことの乖離」との批判を強めている。鈴木大裕(2020)「コロナ支配下で考える『生きること』『学ぶこと』『教育』」旬報社、2020年8月号、55頁。

<sup>83</sup> 海外調査が行えない中で、本報告で紹介したドイツのパスサウ大学研究員 Benjamin Heurich 氏との協働などは、今後の調査の新たな可能性を感じさせるものがあった。氏に感謝したい。

- 1 ・ Protocole sanitaire des écoles et établissements scolaires année scolaire 2020-2021, 6p.
- 2 ・ Coronavirus COVID-19 Foire aux questions(FAQ), Mise à jour le 02/09/2020, 12p.
- 3 ・ IPSOS(2020) Bilan de la continuité pédagogique et préparation de la rentrée, Juillet 2020, 23p.
- 4 ・ Code de l'éducation, Dalloz, 2019
- 5 ・ 国民教育省ホームページ (<https://www.education.gouv.fr>)
- 6 ・ 各新聞紙: Le monde, Le figaro, Libération, Les échos, JDD
- 7 ・ 大阪大学人間科学研究科教育制度学研究室 HP (<http://educational-policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/index.html>)

8  
9

#### 【スペイン】

- 10 ・ Díez, Enrique, et al (2020), Educar y Evaluar en Tiempos de Coronavirus: la Situación en España. *Multidisciplinary Journal of*
- 11 *Educational Research*, 10(2), 102-134.
- 12 ・ Equipo Estatal de Educación de Plena inclusión(2020), *El derecho a la Educación durante el COVID-19*.
- 13 ・ UNICEF Comité Español (2020), *Covid-19: Reimaginar la Educación*, Unicef España.
- 14 ・ UNICEF Comité Español (2018), *Los niños y niñas de la brecha digital en España*, Unicef España.
- 15 ・ 教育及び職業訓練省 HP 「最新情報」: <https://www.educacionyfp.gob.es/portada.html>

16  
17

#### 【日本】

- 18 ・ 国立教育政策研究所「TALIS2018 報告書 - 学び続ける教員と校長 - の要約」
- 19 [https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/pdf/talis2018\\_summary.pdf](https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/pdf/talis2018_summary.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]
- 20 ・ 文部科学省「学びの保障」総合対策パッケージ」[https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_syoto01-](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_1.pdf)
- 21 [000007688\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_syoto01-000007688_1.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]
- 22 ・ 文部科学省「学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について(通知)」
- 23 [https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200605-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]
- 24 ・ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた公立学校における学習指導等に関する状況について」、
- 25 [https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt\\_kouhou01-000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200717-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf) [2020年9月25日最終閲覧]
- 26 ・ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための小・中・高等学校等における臨時休業の状況について(令和2年3月4日(水)8時時点・暫定集計)」[https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt\\_kouhou02-](https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf)
- 27 [000004520\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt_kouhou02-000004520_1.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]
- 28 ・ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策のための学校における臨時休業の実施状況について」
- 29 [https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt\\_kouhou01-000004520\\_8.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200424-mxt_kouhou01-000004520_8.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]
- 30 ・ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に関する学校の再開状況について」
- 31 [https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt\\_kouhou01-000004520\\_4.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200603-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]
- 32 ・ 文部科学省「子供の学び応援サイト」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm) [2020年9月26日最終閲覧]
- 33 ・ 文科省「指導要録・学習評価等に関すること Q&A」[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00041.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00041.html) [2020年9月26日最終閲覧]
- 34 ・ 文部科学省「新型コロナウイルス感染症対策に関する学校の新学期開始状況等について」
- 35 [https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt\\_kouhou01-000006421\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200413-mxt_kouhou01-000006421_1.pdf) [2020年9月26日最終閲覧]
- 36
- 37
- 38
- 39

40

#### 【ドイツ】

- 41 ・ KMK: Beschluss vom 12.03.2020, Zum Umgang mit dem Corona-Virus,
- 42 <https://www.kmk.org/presse/pressearchiv/mitteilung/zum-umgang-mit-dem-corona-virus.html> [2020年7月2日最終閲覧]
- 43 ・ KMK: Beschluss vom 28.04.2020, Rahmenkonzept für die Wiederaufnahme von Unterricht in Schulen,
- 44 [https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/PresseUndAktuelles/2020/2020-04-28-Rahmenkonzept-Oeffnung-von-](https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/PresseUndAktuelles/2020/2020-04-28-Rahmenkonzept-Oeffnung-von-Schulen.pdf)
- 45 [Schulen.pdf](https://www.kmk.org/fileadmin/Dateien/pdf/PresseUndAktuelles/2020/2020-04-28-Rahmenkonzept-Oeffnung-von-Schulen.pdf) [2020年7月2日最終閲覧]
- 46 ・ Stephan Gerhard Huber, Paula Sophie Günther, Nadine Schneider, Christoph Helm, Marius Schwander, Julia A. Schneider,
- 47 Jane Pruitt(2020), COVID-19 und aktuelle Herausforderungen in Schule und Bildung: Erste Befunde des Schul-Barometers in
- 48 Deutschland, Österreich und der Schweiz, Waxmann. ※全文 web 公開 [https://www.waxmann.com/waxmann-](https://www.waxmann.com/waxmann-buecher/?tx_p2waxmann_pi2%5bbuchnr%5d=4216&tx_p2waxmann_pi2%5baction%5d=show)
- 49 [buecher/?tx\\_p2waxmann\\_pi2%5bbuchnr%5d=4216&tx\\_p2waxmann\\_pi2%5baction%5d=show](https://www.waxmann.com/waxmann-buecher/?tx_p2waxmann_pi2%5bbuchnr%5d=4216&tx_p2waxmann_pi2%5baction%5d=show) [2020.09.22.最終アクセス]
- 50 ・ Hermann Avenarius / Felix Hanschmann (2019), *Schulrecht*, 9. Aufl., Carl Link.
- 51 ・ Johannes Rux (2018), *Schulrecht*, 6. Auflage, C.H.Beck.
- 52 ・ 布川あゆみ・辻野けんま(2020)「新型コロナウイルス感染症に対する学校の対応: ドイツ」[http://educational-](http://educational-policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/Germany.pdf)
- 53 [policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/Germany.pdf](http://educational-policy.hus.osaka-u.ac.jp/19H00618/Germany.pdf)

COVID-19 禍、本学会の大会実施に関して、第55回大会実行委員会の皆様のご尽力に深く御礼申し上げます。また当日ご視聴・ご質問いただいた会員、非会員みなさまに感謝申し上げます。一日も早いCOVID-19 禍の収束に向け、世界の休校中の子どもたちの多様な教育機会の保障を願っております。ご清聴ありがとうございました。発表者一同